

熊本県民総合運動公園喫煙所 MAP

健康増進法第25条（受動喫煙の防止）により、公園内では喫煙できる場所を設定しています。

- ◆ 公園内での喫煙は以下の喫煙所●（灰皿設置）のみとします。
- ◆ 公園内での「歩きたばこ」は禁止です。



熊本県民総合運動公園 指定管理者
熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ